



2022年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社マーベラス  
代 表 者 代表取締役社長 佐藤 澄宣  
(コード：7844 東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役 管理統括本部長  
加藤 征一郎  
E - m a i l ir@marv.jp

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、本日開催の第25回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、本日承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが認められたことに伴い、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席でき、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化等につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資する等のメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、本定款一部変更にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

ります。

③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(4) 有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 24 条及び第 31 条を変更するものであります。なお、定款第 24 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入	1. <u>ソフトウェア、ハードウェア及びコンピューター関連機器並びにコンテンツの企画、設計、開発、制作、製造、販売、配信、賃貸、修理、保守、施工及び輸出入</u>
2. ～ 3. (条文省略)	2. ～ 3. (現行どおり)
4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの企画、制作、運営及び興行	4. <u>映画、音楽、演芸、e スポーツ(コンピューターゲームを使用した競技)等の各種イベントの企画、制作、運営及び興行</u>
5. ～ 8. (条文省略)	5. ～ 8. (現行どおり)
(新 設)	9. <u>衣料品、食料品、キャラクター商品、玩具、スポーツ用品、文具、日用雑貨等の企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び輸出入</u>
<u>9. ～ 10.</u> (条文省略)	10. <u>～ 11.</u> (現行どおり)
(新 設)	12. <u>広告宣伝・販売促進用品及び広告設備並びに各種イベント用物品の企画、設計、制作、販売、賃貸及び輸出入</u>
(新 設)	13. <u>インターネットのホームページ及びグラフィックデザイン、ディスプレイデザイン等各種デザインの企画、立案、設計、制作、販売、配信、賃貸、修理、保守及び輸出入</u>
<u>11. ～ 15.</u> (条文省略)	14. ～ 18. (現行どおり)
第 3 条～第 11 条 (条文省略)	第 3 条～第 11 条 (現行どおり)
(招集の時期)	(株主総会の招集)
第 12 条 (条文省略)	第 12 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第 13 条～第 14 条 (条文省略)	第 13 条～第 14 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第23条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第25条～第30条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第32条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第16条～第23条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第25条～第30条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第32条～第40条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月21日

定款変更の効力発生日：2022年6月21日

以 上